

憲法改正手続法の抜本的な改正を求める会長声明

日本国憲法が施行されて70年を越え、日本国憲法の改正に前向きな政党や団体等においては憲法改正に向けた議論が行われ、憲法改正の議論の促進を訴える等している。

ところで、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会は、2007年（平成19年）5月、憲法改正手続法制定に際し18項目にわたる附帯決議をなし、特にテレビ・ラジオの有料広告規制と最低投票率については、本法施行までに必要な検討を加えることとしていた。

しかし、2010（平成22年）年5月の法施行から8年が経過した現在でも、必要な検討がなされていない。これらは、以下に述べるとおり、国民の意思の反映という国民投票の根幹部分に関するものであるから、十分な検討見直しが必要である。

まず、テレビ・ラジオの有料広告規制については、憲法改正手続法では、投票期日の14日前からの国民投票運動のため有料広告放送を禁止している（105条）。これはテレビやラジオを使用する国民投票運動の自由に配慮しつつも、テレビやラジオによる広告が資金力の差により一方に圧倒的な印象操作を生じさせ、公平で自由な国民投票を阻害しかねないという弊害を防止する観点から調整された規定と解される。しかし、このような弊害防止のためには14日間の禁止で十分かつ適切なものか、禁止期間ではなく放送の回数や時間帯、資金上限額を等しくするといった方法で賛成派と反対派との間の実質的公平を図ることを検討すべきなどの指摘もなされている。また、同法では、単に賛成・反対の意見広告を行うことは制限されていない。しかし、これも上記弊害の危険性を否定できないから、テレビやラジオで賛成・反対の意見広告をする自由と上記弊害の危険性の調整を検討する必要がある。なお、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、デンマークなどの欧州主要国ではテレビスポットCMが全面禁止され、国が公的に配分する無償広告枠でのCM放送は可能としているなど公費による公平な意見表明の機会を保障していることも参考に検討がなされるべきである。

次に、最低投票率についてであるが、憲法改正手続法に規定が置かれていない。そのため、投票権者のうち極少数の賛成により憲法改正案が承認されるおそれがある。改正憲法の正当性・信頼性に疑義が生じないよう最低投票率は定めるべきであり、国民の意思が十分反映されたと評価できる最低投票率が定められるべきである。

以上の他にも、憲法改正手続法には複数の問題点がある。例えば、公務員・教員

の地位利用による国民投票運動について、「国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便宜を利用して」という極めて曖昧な規定により禁止している（同法第103条）。これでは表現の自由、学問の自由、教育の自由等に対する委縮効果が生じうる危険がある。この問題についても改めて検討がなされる必要がある。

これらの問題点は、前述したとおり憲法改正手続法制定時に参議院の附帯決議で指摘され、2014年（平成26年）の同法改正時にも参議院における附帯決議において再度指摘され、必要な措置を講ずるよう求められているにもかかわらず、国会で十分な審議もなされないまま、現在に至っている。

よって、当会は、国会に対し、憲法改正手続法の問題点について、十分に議論を尽くして検討し抜本的に改正することを求める。

2018年（平成30年）8月20日

青森県弁護士会

会長 岩谷直子